発行日／令和８年10月31日

ひがしどおり 議会だより No.97



県外視察研修を行いました

～北海道「JAふらの本所事務所（概要説明）」から～

目　次

議案審議結果・・・P2
一　般　質　問・・・P4
県外視察研修・・・P8
その他・編集後記・・・P10

発行/東通村議会　編集/東通村広報広聴特別委員会 〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34 TEL 0175-33-2342

議案審議結果

議案は村提出のものや議員・委員会提出のものがあり、議員が質問等で議案内容への理解を深めた後、意思決定（可決・否決など）を行います。ここからは対象期間中に開催された議会の議案内容と結果をお知らせします。（対象期間：令和8年7月から9月まで）

≪第4回臨時会（令和8年8月26日）≫

村から提出された契約案件2件を審議しました。

議案番号	件名	内容
議案第36号 （原案可決）	物品の購入について （エックス線撮影装置、ベッドサイドモニタ及び臨床化学分析装置※東通村診療所用）	契約金額1,939万3千円 （株式会社加賀医療器に落札）
議案第37号 （原案可決）	物品の購入について （東通小中学校の学習用端末）	契約金額2,549万8千円 （株式会社ビジネスサービスと契約）

≪第3回定例会（令和8年9月4日～9月11日）≫

村から提案された人事案件2件、報告案件3件、決算認定案件3件、補正予算案件5件の計13案件を審議しました。

議案番号	件名	内容
議案第38号 （原案可決）	東通村教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	委員の任期は令和8年9月30日で満了となるが、引き続き蛯子みのり氏を委員に選任するもの
議案第39号 （原案可決）	人権擁護委員候補者の推薦について	委員が令和8年3月31日で辞任したため、後任に田中隆氏を委員の適任者として推薦するもの
議案第40号 （原案認定）	令和7年度東通村一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	＊一般会計 歳入：98億4,273万円 歳出：92億　663万円 ＊国民健康保険特別会計 歳入：　7億5,163万円 歳出：　7億5,011万円 ＊後期高齢者医療特別会計 歳入：　8,721万円 歳出：　8,354万円 ＊介護保険特別会計 歳入：10億2,784万円 歳出：10億2,240万円
議案第41号 （原案認定）	令和7年度東通村水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	収益的収入：　2億4,509万円 収益的支出：　2億3,706万円 資本的収入：　6,169万円 資本的支出：　1億4,980万円
議案第42号 （原案認定）	令和7年度東通村下水道事業会計決算の認定について	収益的収入：　3億5,667万円 収益的支出：　3億4,537万円 資本的収入：　2億1,248万円 資本的支出：　2億5,446万円

（次のページへ続く）

（続き）

議案番号	件名	内容
報告第15号（承認）	令和7年度東通村一般会計等の決算に基づく健全化判断比率	法の規定による指標の報告（「早期健全化基準」への該当なし）
報告第16号（承認）	令和7年度東通村公営企業会計の決算に基づく資金不足比率	法の規定による指標の報告（「経営健全化基準」への該当なし）
報告第17号（承認）	令和7年度東通村一般会計継続費精算報告書	（仮称）小田野沢地区多目的集会施設整備事業及び庁舎等空調設備改修事業の支出額確定による報告
議案第43号（原案可決）	令和8年度東通村一般会計補正予算（第2号）	◆　既定額に1億7千万円を追加 ＊集会施設整備等事業費補助金の追加 ＊地域除雪事業費（実証事業）の追加 ＊道路維持整備事業の増額 ＊東通消防署分遣所実施設計業務委託料の追加 ＊指定避難所衛星携帯電話更新工事費の追加　等
議案第44号（原案可決）	令和8年度東通村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	◆　既定額に103万5千円を追加 ＊健康体操教室及びヘルスアップ事業関連経費の増額
議案第45号（原案可決）	令和8年度東通村介護保険特別会計補正予算（第1号）	◆　既定額に3千万を追加 ＊令和7年度事業費の確定及び当年度事業費の増額
議案第46号（原案可決）	令和8年度東通村下水道事業会計補正予算（第2号）	◆　下水道事業処理場費の補正 ＊修繕費を190万円追加 ＊委託料を190万円減額
議案第47号（原案可決）	令和8年度東通村一般会計補正予算（第3号）	◆　既定額に590万6千円を追加 ＊9月2日発表の「レベル4土砂災害危険警報」に関連する経費を追加

代表監査委員による決算審査報告・全員協議会

令和7年度決算審査にあたり、村議会は9月4日に東通村代表監査委員の東田伸也氏から決算審査報告を受けました。「8月4日から6日までの3日間、村長より審査に付された各会計の決算書と関係証書類の照合・審査した結果、いずれも関係法令に基づき精査されており、計数的にも整理されていることから、正確であることを確認し、村当局に意見書を提出した」旨の報告がありました。

その後、村議会は9月9日に全員協議会を開催し、議案第40号から42号、報告第15号から16号までの5案件の質疑を行いました。

なお、9月11日の本会議で5案件全てが原案通り認定・承認されました。





令和８年９月１０日　第３回定例会（一般質問）

一般質問は、議員が村政運営全般に関して、執行機関に疑問点を質問し答弁を求めるものです。今回は9月10日の本会議で2名（1番 向井議員、6番 田村議員）が登壇し、一般質問を行いました。

◆質問順番は提出日時を基準に決定されます。

◆記載している質問と答弁は紙面構成及び可読性を考慮し要約で掲載しています。実際の発言や議事録とは異なります。

1

１番　向井　祐樹
ひとり親世帯への支援策について



【向井議員の質問】

厚生労働省が2023年に示したデータでは、ひとり親世帯の貧困率は44.5%だった。また、こども家庭庁が、2025年に公表した調査結果によれば、母子家庭の総所得平均額は303万円であり、ひとり親世帯は厳しい経営状況にあると考察できる。

国勢調査（令和2年公表）では、東通村のひとり親世帯は19世帯であり、独立した世帯の数値だけ見れば少なく見えるが「実家で同居するひとり親世帯」を考慮すれば、実態は、さらに多くなると予想できる。国のデータと照らし合わせると、昨今の物価高やエネルギー価格高騰等が影響し、家計は一層厳しいと推測できる。ひとり親世帯でも暮らしやすい環境を整えることが重要だと考える。以上を踏まえ2点伺う。

1点目、現在、村で取り組んでいる、ひとり親世帯への支援策・施策について

2点目、今後、ひとり親世帯への支援策として構想する施策等について

【畑中村長の答弁】

まず、1点目の具体的な支援策には、ひとり親家庭を対象とする「児童扶養手当（所得要件あり）」があり、子ども1人の場合、月額で4万8,050円から1万1,340円が支給され、第2子以降の場合も、規定額が加算される制度となっている。

次に「ひとり親家庭等医療費助成事業」は、18歳までの子どもの保険適用医療費が無料となり、親も月1,000円（1医療機関の自己負担上限）で利用できる。入院などの高額な医療費でも同様に1,000円となり家計への負担軽減が図られる。

次に、税制上の優遇措置に「ひとり親控除（所得要件あり）」があり、所得税の所得控除は35万円、住民税の所得控除は30万円となっている。なお、令和9年から所得税は38万円、住民税は33万円に引上げ予定である。

次に、児童扶養手当受給世帯は、義務教育期間に入学学用品・学用品・校外活動費・修学旅行費の一部を補助する「準要保護就学援助費」の支援を受けられる。

（次ページへ続く）



《補足》村内の状況について（村長談）

◆令和7年度のひとり親の人数は、税法上の控除を受けた数が69世帯、児童扶養手当対象者は52名で、ひとり親支援の対象は、児童扶養手当対象者の52名。

◆令和2年は、国勢調査で19世帯、児童扶養手当対象者は86名であり、5年間（令和2～7年の）比較では 34 名減少している。

（続き）

そのほか、年1回、児童扶養手当現況届の際に、対象者に説明を行っており、青森県、青森県社会福祉協議会、青森県母子寡婦福祉連合会による事業を紹介している（下記記載）。また、相談先として関係機関が事業（母子父子自立支援員派遣、ひとり親なんでもダイアル、児童養育相談、女性相談など）を実施している。

このように、ひとり親家庭に対する支援に加え、子どもがいる家庭に対しては、児童手当、出産子育て応援給付金、各種予防接種、母子保健事業のほか、村独自施策事業（下記記載）により各家庭への負担軽減や支援に取り組んでいる。

次に「現時点で検討している今後取り組むべき支援策について」は、他自治体では子どもの貧困対策の取組に、こども食堂（通年型、夏休み・冬休み等期間限定型）、ひとり親世帯への食料品配布事業、生活困窮者学習支援事業などがある。多くは県単位で広域事業を展開しているが、町村部では対象人数、実施団体等資源不足も重なり、現時点で東通村単独での実施は困難な状況である。また、現金給付は、過去に、ひとり親世帯臨時特別給付金などの給付実績があるが、これは国及び県事業での実施であり、村単独では中長期的な現金給付は厳しい状況である。いずれにしても、国が「こども家庭庁」を設け、子育て支援、少子対策、家庭支援を行う体制を構築していることからも、近年の子育て対策・支援は、以前と比較して各種制度が拡充されており、一定の負担軽減につながっていると考えている。

しかし、男女雇用均等法や男女共同参画などにより、男女の労働環境が多様化する中で、ひとり親家庭の事情も様々だと推測する。一部の意見として「収入面だけではなく、行政手続や学校行事、通院などに休暇を取得しなければならない等、仕事との両立が負担となっている」という話を伺っており、実際、何に困っているのか、どういう支援が必要なのか、という意見を直接伺う機会が必要と強く思っている。

今後、ひとり親家庭を対象とした、アンケート調査の実施に加え、円卓会議の開催も視野に、直接意見を交える機会を設け、ご意見等を参考に今後の支援策につなげる。

《補足》県等が実施する、ひとり親サポート事業（村長談）

◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業、住宅支援資金貸付事業、日常生活支援事業、あおもりキッズシッター利用支援事業、通勤定期乗車券特別割引制度、養育費確保支援、就業サポート、就業のための資格取得支援事業、高等職業訓練促進資金貸付事業など。

《補足》村独自施策の、ひとり親サポート事業（村長談）

◆乳幼児子育て支援事業、乳幼児教育支援事業、東通村奨学金貸付事業、高等学校スクールバス運行事業、学校給食無償化事業、こども園利用料・副食費無償化事業、新成人に対する記念品贈呈事業など。



【向井議員の発言】

ひとり親世帯への支援策充実は、移住・定住の観点で重要だと考える。支援策といえば、給付金や支援金等、お金のイメージが強いが、ソフトな支援策も重要だと考える。例えば、兵庫県明石市では、ひとり親家庭同士の交流会や相談会など、ソフトな支援策が充実している。特に、ひとり親家庭などの、日常生活支援事業では、家庭生活支援員を派遣し、掃除や洗濯、学童の送り迎えなどの支援、就労と子育ての両立を支援している。このようなソフトな支援策の充実こそが、ひとり親家庭でも安心して暮らせる村づくりとなり「選べる、選ばれる、残りたい」と思われる東通村につながると思う。

是非、他自治体で実施されている取組を参考に、支援策の構築をお願いしたい。

2　６番　田村　智和
東通村の村営住宅について



【田村議員の質問】

村が管理する賃貸住宅のグリーンパレス瞳とブレインマンション瞳は、建設から相当な年数が経過している。また、入居希望者は多いが、空室がない状況だと聞き及んでいる。

一つ目は、村として賃貸住宅の改修、新たな建設、増築などの計画があるか伺う。

二つ目は、公営住宅団地の入居状況や村営住宅ひとみの里団地の分譲状況など、ひとみの里周辺の村営住宅の現状を伺う。

【畑中村長の答弁】

「グリーンパレス瞳・ブレインマンション瞳」は村営住宅と合わせて、現在の「東通村営住宅等長寿命化計画」で長期的な維持管理を定めている。「グリーンパレス瞳・ブレインマンション瞳」は低額所得者を対象とした公営住宅と異なり、所得階層に基づき将来の住宅需要を機械的に算出する仕組みはない。そのため、これまでの入居率、空き家率、入居希望者の状況、入退去の状況など、実際の利用状況を踏まえ住宅需要を捉えている。

令和8年7月1日現在の入居状況等は、グリーンパレス瞳は、42戸中37戸が入居、5戸が空室であり、入居待機者はない。空室は新生活や転勤等が集中する時期に生じ、近年の動向として比較的小型の間取りを希望する傾向があることから、3LDKのグリーンパレス瞳に空室が生じているものと考えている。2LDKのブレインマンション瞳は、48戸全てが入居済みとなっている。なお、将来的な入居検討者は4名いる。やはり、転入・転出が増える時期や年度末等は入居希望者が増加傾向にある。過去5年程度の傾向では、時期によっては数名から10名程度の入居希望者が生じたこともあり、現在の状況だけでなく、これまでの傾向を踏まえて住宅需要を捉える必要があると考えている。

こうした実績から「グリーンパレス瞳･ブレインマンション瞳」は、一定の住宅需要があるものと認識しているが、現時点では、需要に対する新たな住宅整備ではなく、全90戸を適切に維持・管理のうえ、長期的に活用することを基本としている。この方針に基づき「東通村営住宅等長寿命化計画」では「グリーンパレス瞳・ブレインマンション瞳」の新たな建設や増築を行うことなく現在の住宅ストックを継続して管理することとしており、新たな棟の建設や増築などの新規整備戸数は計上していない。

（次ページへ続く）



《補足》「グリーンパレス瞳・ブレインマンション瞳」について（村長談）

◆「グリーンパレス瞳・ブレインマンション瞳」は、PFI方式（民間資金活用手法）を用いて整備した住宅であり、グリーンパレス瞳は平成17年度、ブレインマンション瞳は平成24年度に供用を開始した。

◆PFI方式は、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の整備等を行う手法であり、村ではこの手法を活用し、ひとみの里地区に住宅整備を行ってきた。

（続き）

今後も、入居状況や空き家率、入居希望者の状況、入退去の動向等を継続的に把握するとともに、建物や設備の経年劣化に応じて必要な修繕・改修を行い、既存住宅の長寿命化を図る。

次に、村営住宅ひとみの里団地は、国土交通省の公営住宅整備事業に係る補助金制度を活用して平成14年度に2棟8戸を整備したもの。令和8年7月1日現在、8戸全てに入居し、空室はなく、入居補欠者は4名いる。

公営住宅は、住宅に困っている収入の少ない方々へ、安い家賃で貸出しすることを目的とし、入居者には所得額等の要件がある住宅で、平成15年度から供用開始している。国の補助制度を活用して整備していることから、公営住宅法をはじめとする関係法令等に基づき、適切に管理する必要がある。村では、村営住宅等を安全で快適な住まいとして長期的にわたって確保するため、国土交通省の「公営住宅等長寿命化計画策定指針」に基づき「東通村営住宅等長寿命化計画」を策定し、計画的な維持管理を行っている。

最後に「ひとみの里団地の分譲の状況」は、ひとみの里団地は平成14年に120区画の分譲販売を開始し、現在25年目を迎える。その間、販売当初には個人購入者が少ない状況だったが、平成27年12月に「東通村定住促進住宅用地補助金交付要綱」を制定し、購入金額の半額補助を開始したところ、その後は順調に購入者も増加し、毎年数件の住宅が新築されている。補助開始の前後を比較すると、開始前の14年間は13区画、開始後の10年間、令和7年度末までには40区画に購入者が増加している現状である。各企業でも38区画を購入いただいており、全120区画のうち、個人、企業合わせ91区画が売却済みであり、残りは29区画となった。さらに、購入予約の問合せが数件あると承知している。

ここ数年の販売状況では、若い世帯が「グリーンパレス瞳・ブレインマンション瞳」に入居中に、ひとみの里住宅団地を購入し、住宅を新築するケースが非常に多く、今後も大いに期待をしているところ。村では、むつ市内に分譲地販売の看板設置や、広報でのPRなど、早期完売に向け継続的な努力をしていく。



グリーンパレス瞳（画像左）
ブレインマンション瞳（画像右）



分譲地販売看板（里団地内に設置）
※むつ市内にも、おおむね同等の
看板が設置されている



【田村議員の発言】

ひとみの里地区が東通村の中心地として発展していることは、非常に喜ばしい。東通村役場がむつ市から砂子又に庁舎移転して、ようやく成果が見えてきたとも感じている。そのうえで、この良い影響が29集落全体に波及することこそが大切だと思っている。

村長には村全体が活性化するよう、これまで以上の施策を期待する。

村議会県外視察研修（６月実施）

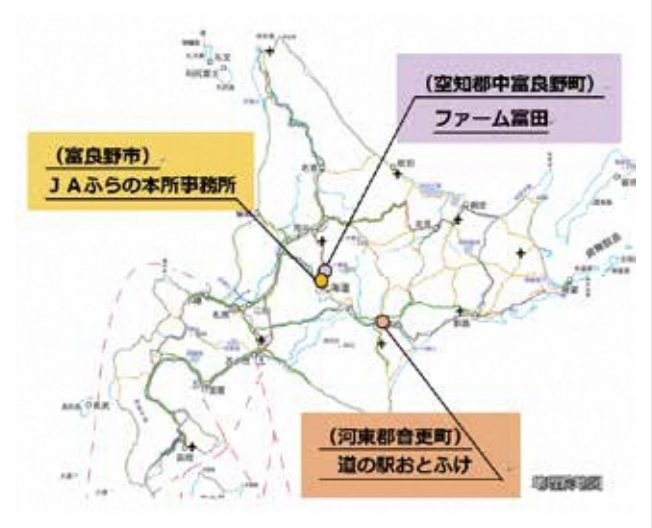
村議会は6月23日からの4日間で県外視察研修を行い、12名の議員が参加しました。今回の視察地は令和6年と同様に北海道地方とし、期間中には先進的な農業振興施策のほか、観光振興施策を学びました。得られた知見は、今後の議案審議や一般質問等を通した政策提案に活用していきます。

ここからは、参加議員の所感を交えて視察研修の概要を御覧いただきます。

◆本内容は前回第96号では掲載を見送り、本号で掲載予定としていたものです。

≪はじめに≫

今回の村議会県外視察研修では、北海道地方の３地区を選定しました。



出典：国土地理院ウェブサイト
（ベクトルタイルを加工して作成）
【 https://maps.gsi.go.jp/vector/#6.671/43.485071/141.740565/&ls=vstd&disp=1&d=l 】

≪JAふらの≫

■視察概要

「JA ふらの」は上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠（しむかっぷ）村の１市３町１村を区域とした広域農協であり、耕地面積は約 22,000 ヘクタールと広大な農地を有しています。しかし、人口減少や高齢化は課題であり、諸課題の解決には労働力不足に対応した作業体系の再構築を行っています。産地の体質強化に向けた方策の一つとして、これまで手動で管理していたハウスの温度管理作業、灌水（かんすい）作業を自動化し、少ない労働力に対応した生産体制を確立し安定的な生産体系の再構築を図っています。

■参加者の所感

【南川】 農業規模の差がすごく、東通村一村での対応は難しいと感じた。

【奥島】 産地生産基盤パワーアップ事業の取組事例を伺い、ＪＡと農家の並々ならぬ意欲を感じた。村でも農家・農協・行政での先進地視察で意欲高揚を図れれば良いと感じた。


トマト株（根本部分）の配管から散水

【田村】 ハウス自動換気装置及び自動灌水装置は当村の農業者にも導入でき得るものと感じた。やはり一村ではなく国・県を巻き込んだ推進が必要である。村には遊休農地・牧場が多数あるため利活用による再生を望む。

【赤田】 国の補助金を活用した、スマートフォンで管理ができるシステム導入に感動した。土地の確保や補助金確保によりハウス 10 棟でも運営が可能となれば、人材あり・育成あり・収入ありで好循環が生まれるのでは。


スマートフォンでのシステム操作

【丹内】 ハウスの自動換気、自動灌水はこれからの労働力不足の解消につながる良い取組だと思う。

【渡部】 本組織は大組織であり、農業規模の違いや先進地との遅れなどから当村への波及は難しいと思う。

【畑中】　当村でも一部において、ハウス自動換気装置及び自動潅水システムは実施されている。一方で、耕作可能な休耕地や原野等は多少あるが、個人で所有する土地面積が小規模であり、生業としての確立はかなり厳しいと思う。

≪ファーム富田≫

■視察概要

ファーム富田は北海道中富良野町に位置する観光農園であり、ラベンダー畑を中心とした花畑や加工・販売施設を運営しています。1958 年にラベンダー栽培を開始し、現在は国内外から多くの観光客が訪れる富良野地区を代表する観光施設となっています。



園内ラベンダー畑と観光客

最大の誘客要素のラベンダー畑の維持・管理のほか、多種多様な商品開発、多言語に対応したインフォメーション等、創意工夫や配慮がなされていました。一方で、多少の改善余地も見受けられました。



多言語対応の注意看板

■参加者の所感

【奥島】　先進的な観光農園として全国的に有名なだけあって、そこには努力と研鑽を積んだ歴史を感じることができた。

【赤田】　村には未開拓地が多くあるが、観光拠点が少ないため、特産品を味わい・購入できる施設が整備できれば良いと感じた。シャインマスカットやメロン等の栽培も検討できれば良い。

【渡部】　本施設の集客は凄まじく、大変にぎやかであり、土地の利用状況は良かった。当村の観光地（砂丘・灯台・寒立馬）にも取り入れ、複合的に活用できれば良いと感じた。

【丹内】　すべての面で観光農園に特化しており、にぎやかであった。

【畑中】　ラベンダーは小規模だが当村でも作付されている。しかし、商業化となると香水やオイル等精製技術並びに施設建設等課題が多く、生業としては適さないと思われる。また、園地の高低差が大きく「高齢者や身体障がい者の利用が厳しい点」や「駐車場の狭さ」を課題に感じた。

≪道の駅おとふけ≫

■視察概要

「道の駅おとふけ」は、北海道音更町が整備した地域振興拠点であり、十勝地域の農畜産物販売、飲食、観光情報発信及び交流機能を備えた複合施設です。災害時の避難場所としての側面を持ち、車中泊専用駐車場やドックランも整備し、ペット避難にも配慮されていました。また、多機能型拠点としてドライブスルー型の物資配布エリアや緊急時ヘリ離着陸場（芝生）も整備されています。



ドライブスルー型の配布エリア

■参加者の所感

【奥島】　本施設の誘客は「交通事情」「ドラマなつぞら」「銘菓柳月」「農畜産物」の成せる業だと感じた。当村でも資



見どころの一つドラマセット

村議会県外視察研修（６月実施）

源を複合的に活用し、全国レベルの何かを創造できれば良い。

【赤田】 やはり村にも道の駅が欲しい。運営には人材が必要であり、実現すれば村民の仕事場として活用されるのでは。

【渡部】 広大な敷地に驚くとともに、防災拠点機能をもった道の駅で、本視察を契機に防災と地域との関連をもっと深く考えたいと感じた。



敷地内のドッグラン

【畑中】 高速道路ＩＣから近距離であり、交通の立地条件を生かし、十勝地方の特産物を豊富に揃え、観光バスの駐車スペースもゆとりがあり、十分計算された施設に感じられた。施設内では全国的に有名なローカルフードの「豚丼」を多くの客が注文していた。当村にも素材の良い食物がたくさんあり、全国的に売れるローカルフードの開発に期待したい。

その他このような活動を行いました（活動の一例）

＊4町村議会議員研修会
【8月28日（六ヶ所村）】



東通村、六ヶ所村、横浜町、野辺地町の議会議員が、フュージョンエネルギー（核融合技術）について学びました。

＊東通村戦没者慰霊祭
【9月11日（村体育館駐車場）】



村議会議員が献花を行い、戦没者を慰霊しました。

＊下北郡議会議員研修会
【9月28日(アップルパレス青森)】



下北郡町村議会議員が、再生可能エネルギーとの共生制度について学びました。

編 集 後 記

今号では、主に9月定例会の会議状況をお知らせしました。また、前号でお知らせしたとおり、6月に実施した行政視察研修の様子を掲載しております。研修概要や参加議員の所感もご覧いただけますと幸いです。それでは、寒暖の差が激しい中ですが、ご自愛のうえお過ごしください。

～　議会は誰でも傍聴することができます。傍聴される場合は時間に余裕を持ってお越しください。また、議会の内容については議事録の閲覧ができますので、ご希望の際は議会事務局（電話：33-2342）にご連絡ください　～

東通村広報広聴特別委員会　委員長 田村智和　　副委員長 川村　隆
委　員 南谷宏三、相内祥一、渡部英夫、南川誠一